

岡山県園芸総合対策事業実施要領

制 定	平成 26 年 3 月 31 日付け、	農産第 1295 号農林水産部長通知
一部改正	平成 27 年 3 月 31 日付け、	農産第 1298 号農林水産部長通知
一部改正	平成 28 年 3 月 31 日付け、	農産第 1223 号農林水産部長通知
一部改正	平成 29 年 3 月 31 日付け、	農産第 1263 号農林水産部長通知
一部改正	平成 30 年 3 月 30 日付け、	農産第 1282 号農林水産部長通知
一部改正	平成 31 年 3 月 29 日付け、	農産第 1284 号農林水産部長通知
一部改正	令和 2 年 3 月 31 日付け、	農産第 1356 号農林水産部長通知
一部改正	令和 2 年 6 月 1 日付け、	農産第 356 号農林水産部長通知
一部改正	令和 2 年 8 月 1 日付け、	農産第 607 号農林水産部長通知
一部改正	令和 3 年 3 月 31 日付け、	農産第 1318 号農林水産部長通知
一部改正	令和 4 年 3 月 31 日付け、	農産第 1265 号農林水産部長通知
一部改正	令和 5 年 3 月 31 日付け、	農産第 1384 号農林水産部長通知
一部改正	令和 6 年 3 月 29 日付け、	農産第 1425 号農林水産部長通知
一部改正	令和 7 年 3 月 31 日付け、	農産第 1215 号農林水産部長通知

第 1 趣旨

本県の園芸農業は、晴れの国おかやまの気象条件を生かし、高度な生産技術による高品質園芸産地として本県農業における重要な地位を占めてきた。

今後、本県農業の柱である園芸農業の更なる発展に向けて、「第 4 次晴れの国おかやま生き活きプラン」や「おかやま農林水産プラン」、果樹・野菜・花きの振興計画等に基づき、首都圏・海外の新たな需要や加工・業務用といった多様な需要等に対応した産地育成のための地域における取組を総合的に支援し、園芸作物の供給力強化を図っていくことで、魅力ある儲かる産業としての農林水産業の確立を目指す。

第 2 事業種目及び内容等

1 この事業の事業種目は次の各号に掲げるとおりとし、事業内容、事業実施主体、採択基準及び補助率は、別表 1 のとおりとする。

(1) 白桃産地次代創造事業

高品質な桃の安定供給体制を確立し、更なる供給力強化を図るため、栽培管理の省力化による経営規模の拡大や新規就農者の確保・育成による産地の拡大、気候変動対策による収量・品質の向上等の取組を支援する。

(2) 岡山ぶどう産地強靱化事業

高品質なぶどうの供給力を強化するため、産地の規模拡大や生産性の向上、新規就農者の確保対策等のほか、優良苗木の確保に向けた取組等を支援する。

(3) 冬も春も！「くだもの王国おかやま」晴苺プロジェクト事業

晴苺の首都圏への供給力強化を加速化させるため、栽培面積拡大に必要な施設整備や高品質、安定生産技術確立のための設備の導入等の取組を支援する。

(4) 推し！のおかやま園芸産地育成事業

園芸農業のさらなる発展を図るため、水田フル活用による新たな園芸産地の育成や既存産地の規模拡大等を推進するとともに、流通環境の整備や種苗供給安定対策等の取組を総合的に支援する。

- 2 この事業のそれぞれの事業種目の対象となる「品目・品種」は、別表2から8のとおりとする。

第3 事業実施等の申請手続

- 1 県民局長に対する申請手続（事業実施主体が市町村、農業協同組合、営農集団等の場合）

- (1) 事業実施主体は、事業実施計画承認申請書（様式第1号）及び事業実施計画書（様式第2号）（以下「計画書」という。）に次に掲げる書類を必要に応じて添付し、市町村長に提出するものとする。

ア 白桃産地次代創造事業

- ・白桃産地次代創造事業共通計画書（様式第3-1号）
- ・研修ほ場整備計画書（様式第3-2号）

イ 岡山ぶどう産地強靱化事業

- ・ぶどう産地の規模拡大・産地の強靱化計画書（様式第4-1号）
- ・研修ほ場整備計画書（様式第4-2号）
- ・優良苗木の確保対策計画書（様式第4-3号）
- ・受益農家の特認証明書（様式第4-4号）

ウ 冬も春も！「くだもの王国おかやま」晴苺プロジェクト事業

- ・いちごブランド育成計画書（様式第5-1号）
- ・受益農家の特認証明書（様式第5-2号）

エ 推し！のおかやま園芸産地育成事業

- ・水田利用計画書（様式第6-1号）
- ・振興品目の高収益化及び産地拡大計画書（様式第6-2号）
- ・加工・業務用野菜供給力強化計画書（様式第6-3号）
- ・受益農家の特認証明書（加工・業務用野菜の取組）（様式第6-4号）
- ・広域連携プラン（様式第6-5号）
- ・しきみ種苗の導入計画書（様式第6-6号）
- ・県育成品種の種苗供給対策計画書（様式第6-7号）
- ・おかやまオリジナルりんどう種苗供給対策計画書（様式第6-8号）
- ・果樹種苗供給対策計画書（様式第6-9号）
- ・受益農家の特認証明書（県振興品目の種苗供給安定対策のうち果樹種苗供給対策）（様式第6-10号）

- (2) 事業実施地区が複数の市町村に及ぶ場合にあっては、事業実施主体は、原則として主たる市町村長に計画書を提出するとともに、主たる市町村以外の市町村長にも当該計画書の写しを提出するものとする。

なお、事業計画が承認されたときには、主たる市町村以外の市町村長に速やかに

承認された旨、報告するものとする。

- (3) 市町村長は、上記(1)及び(2)の規定により計画書が提出されたときは、当該事業計画について必要な指導及び調整を行った上で、事業実施計画承認申請書（様式第1号）により県民局長に申請し、その承認を受けるものとする。

なお、市町村が事業実施主体となる場合にあっては、市町村長は計画書を作成の上、県民局長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (4) 県民局長は、提出された事業計画がこの事業の目的、内容及び採択基準等に照らして適当であると認めるときは、知事と協議の上、当該事業計画を承認するものとする。

なお、県民局長は、提出された計画書の実施地区が複数の県民局の区域に及ぶ場合は、あらかじめ関係する県民局長と必要な調整を行った上で、知事と協議するものとする。

- 2 知事に対する申請手続（事業実施主体が農業協同組合連合会及び全県区域を範囲とする生産組織（以下「農協連合会等」という。）等の場合）

農協連合会等が全県区域等広域的な事業を実施する場合にあっては、計画書を知事に提出し、その承認を受けるものとする。

第4 事業実績報告

- 1 事業実施主体は、事業が完了したときは、事業実績報告書（様式第2号及び様式第8号）（以下「実績報告書」という。）を第3の規定に準じて県民局長又は知事に、事業完了から起算して30日を経過した日、又は事業実施年度の3月末日のいずれか早い日までに提出するものとする。
- 2 県民局長は、提出された実績報告書により、事業完了を確認し、市町村にその結果を事業完了確認通知書（様式第9号）により通知するとともに、実績報告書の写しを知事に提出するものとする。

第5 事業計画の変更

- 1 事業実施主体は、事業計画を変更しようとするときは、第3の規定に準じて事業変更計画書を提出するものとする。
- 2 市町村長は1により事業変更計画書が提出された場合は第3の1の(3)の規定に準じて変更承認申請を行うものとする。

ただし、事業内容の変更を生じない（入札等による）事業費、県費の減額変更は、事業変更計画書に代えて、事業費等減額報告書（様式第10号）により報告するものとする。
- 3 県民局長は、第3の1の(4)の規定に準じて変更承認するものとする。

第6 事業計画の達成状況報告

事業実施後の計画達成状況について、知事又は県民局長は、市町村長及び事業実施主体に報告を求めることができるものとする。

なお、県民局長が受理した事業計画の達成状況報告は、その写しを知事に提出するものとする。

第 7 推進指導体制

県民局、農林水産総合センター、市町村、農業協同組合等の関係機関・団体は、密接な連携のもとに、本事業が適正かつ効率的に実施されるよう推進指導に当たるものとする。

第 8 助成措置

県は、事業実施主体が行う第 2 の事業に要する経費について、市町村を経由して申請がなされた場合においては当該市町村又は当該事業実施主体に対して、その他の場合においては当該事業実施主体に対して、予算の範囲内において、別に定めるところにより助成するものとする。

第 9 その他

この要領に定めるもののほか、事業実施に当たり必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 「めざせ J 1 ! 園芸作物ステップアップ事業実施要領」(平成 21 年 3 月 26 日付け、生第 843 号農林水産部長通知) 及び「めざせ J 1 ! 園芸作物ステップアップ事業の運用について」(平成 21 年 3 月 26 日、生第 839 号) は、平成 26 年 3 月 31 日付で廃止するものとするが、これらの通知に基づき平成 25 年度までに各地区で実施した事業の取扱については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の改正により「儲かる次世代フルーツ等果樹産地育成対策事業」及び「おかやま元気ベジタブル振興事業」は、平成 27 年 3 月 31 日付で廃止するものとするが、この通知に基づき、平成 26 年度までに各地区で実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の改正により「おかやま園芸ブランド生き生き創生事業」、「くだもの王国産地力強化事業」、「次世代フルーツ等生産団地強化事業」及び「おかやまオリジナルりんどう種苗供給事業」は、平成 29 年 3 月 31 日付で廃止するものとするが、この通知に基づき、平成 28 年度までに各地区で実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の改正により「おかやま元気ベジタブル推進事業」は、平成 30 年 3 月 31 日付で廃止するものとするが、この通知に基づき、平成 29 年度までに各地区で実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の改正により「白桃の供給力強化緊急対策事業」は、平成 31 年 3 月 31 日付で廃止するものとするが、この通知に基づき、平成 30 年度までに各地区で実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の改正により「ぶどうの供給力強化緊急対策事業」、「儲かるおかやま園芸産地育成事業」及び「水田利用野菜生産団地育成事業」は、令和 2 年 3 月 31 日付で廃止するものとするが、この通知に基づき、令和元年度までに各地区で実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の改正により「冬を彩る「くだもの王国おかやま」いちごプロジェクト事業」は、令和 3 年 3 月 31 日付で廃止するものとするが、この通知に基づき、令和 2 年度までに各地区で実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の改正により「白桃の供給力強化対策事業」は、令和 4 年 3 月 31 日付で廃止するものとするが、この通知に基づき、令和 3 年度までに各地区で実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の改正により「ぶどうの供給力強化対策事業」及び「もっと儲かるおかやま園芸産地育成事業」は、令和 5 年 3 月 31 日付で廃止するものとするが、この通知に基づき、令和 4 年度までに各地区で実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の改正により「「くだもの王国おかやま」晴苺プロジェクト事業」は、令和 6 年 3 月 31 日付で廃止するものとするが、この通知に基づき、令和 5 年度までに各地区で実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要領の改正により「岡山白桃リノベーション事業」は、令和7年3月31日付で廃止するものとするが、この通知に基づき、令和6年度までに各地区で実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

別表 1

事業種目	事業内容	事業実施主体	採 択 基 準	補助率
1 白桃産地次代創造事業	高品質な桃の安定供給体制を確立し、更なる供給力強化を図るため、栽培管理の省力化による経営規模の拡大や新規就農者の確保・育成による産地の拡大、気候変動対策による収量・品質の向上等の取組を進める産地を支援する。		(1)対象品目は桃であること。 (2)受益面積が概ね1 ha以上であること。 (3)桃に関する新規就農者の受入計画を有していること(又は計画を作成する見込があること。)	
(1)省化推進による経営規模拡大対策	①スマート農業技術等の導入(果実硬度非破壊測定器、ロボット草刈機等) ②苗木の新植 ③超省力栽培モデルの実証(水田転換、低樹高Y字形栽培や加工向け無袋栽培等の導入に係る苗木、客土、園内作業道整備等)	市町村 農業公社 農業協同組合 生産組織等	(1)1経営体当たり、1 ha以上の経営面積を目指す産地であること。 (2)①のうち省力化機械の導入は受益者が全て認定農業者又は認定新規就農者(事業実施年度内に認定を受ける者を含む)であって、受益者ごとに実施年に10a以上の新植を行うこと。かつ、実施年の3年前から実施年の翌々年度までの増加面積が30aを超えること又は超えることが確実と見込まれること。 (3)③の超省力栽培モデルについては、水田転換を伴う場合は概ね10a以上、それ以外の取組は5 a以上を支援の対象とする。また、労働時間の削減又は時間当たり収量の向上効果の見込みを示すこと。	1 / 3 以内
(2)新規就農者の確保・育成による産地規模拡大対策	研修ほ場整備 ・就農希望者の実践的技術習得のための研修ほ場の整備	農業公社 農業協同組合 生産組織等	(1)ほ場整備に要する経費(機械リース料、役務費、苗木・施設整備等)を助成する。 (2)同一ほ場での補助対象期間は最長で2年とする。 (3)施設の整備にかかる支援は他の補助事業での支援が行われない場合に限る。 (4)事業を実施する農地が地域計画の区域内に含まれること又は含まれることが確実なこと。	定 額 100 千 円/10a 又は 1 / 3 以内の いずれ かの低 い額
(3)気候変動・災害対策	①高温・豪雨等対策 ・簡易貯水設備、かん水施設、排水施設及び土壌改良材の導入 ・防風ネット等の設置 ②優良品種への改植	市町村 農業公社 農業協同組合 生産組織等	補助対象事業費の上限は受益面積1 ha当たり6,500千円以内。 受益者は全て認定農業者又は認定新規就農者(事業実施年度内に認定を受ける者を含む)とする。	1 / 3 以内

2	岡山ぶどう産地強靱化事業	高品質なぶどうの供給力を強化するため、産地の規模拡大を図るとともに、生産性の向上や気候変動対策、担い手の確保・育成、優良苗木の確保対策等の取組を支援する。		(1) 高品質なぶどうの供給力強化に積極的に取り組む産地であること。	
	(1) 産地の規模拡大	①ハウス、果樹棚及び付帯設備の資材導入等 ②ぶどう苗木の新植	市町村 農業公社 農業協同組合 生産組織等	(1) 新たにぶどうを栽培する、若しくは既存の栽培面積からさらに規模を拡大する取組であること。	1 / 3 以内
	(2) 産地の強靱化	①生産性の向上 ・加温機、かん水施設、ぶどう苗木の改植等 ②気候変動対策 ・自動換気装置、動力噴霧器等の導入 ③果樹棚やハウス等の改修 ④研修ほ場整備	①②③ 市町村 農業公社 農業協同組合 生産組織等 ④ 農業公社 農業協同組合 生産組織等	(1) ①、②で導入する機器、資材等については、公的な試験研究成果等により、生産性・品質の向上効果が確認できるものに限る。 (2) ③の果樹棚やハウス等の改修については、加工用途への変更に必要な取組に限る。 (3) ④の実施にあつては、新規就農者の支援に向けた連携検討会、産地の意向把握、技術研修の実施等に取り組むこと。また、ア～エのとおりとする。 ア ほ場の整備に要する経費（機械リース料、役務費、苗木・施設整備費等）を助成する。 イ 同一ほ場での補助対象期間は最長で2年とする。 ウ 施設の整備にかかる支援は他の補助事業での支援が行われない場合に限る。 エ 事業を実施する農地が地域計画の区域内に含まれること又は含まれることが確実なこと。	①②③は 1 / 3 以内 ④は定額100千円 / 10a 又は 1 / 3 以内のいずれかの低い額
	(3) 優良苗木の確保対策	①ほ場整備 ・伐採、ほ場整備等 ②優良苗木の生産に必要な資材導入 ・支柱資材、かん水施設等	市町村 農業公社 農業協同組合 農協連合会 生産組織等	(1) 県、岡山県果樹苗木生産販売組合、苗木生産業者等と連携した取組であること。 (2) 高品質なぶどう生産に必要な優良苗木を安定的に供給するための取組であること。	1 / 3 以内
3	冬も春も！「くだもの王国」	晴苺の首都圏への供給力強化を加速化させるため、栽培面積拡大に必要な施設整備や高品質、安定生産技術確立のため		(1) 高品質な晴苺を首都圏に安定的に出荷する取組に積極的な産地、農業者であること。	

かやま」 晴苺プ ロジェ クト事 業	の設備の導入等を支援する。			
(1) 供給力 強化の 加速化 対策	①ハウス、付帯設備の整備 ・ハウス、高設栽培施設、給液 装置、加温機、電照設備等 ②中古ハウスの活用 ・中古ハウスの移設や補修、補 強、改修	市町村 農業協同組 合 生産組織等 認定農業者 認定新規就 農者	(1) 事業で導入した施設や設備等を用い て栽培するいちごは晴苺とし、収穫 した晴苺のうち、全国農業協同組合 連合会岡山県本部が定めるいちご規 格表及び平詰め規格表において、荷 姿が化粧箱あるいは平詰めの規格を 満たすものについては、やむを得な い場合を除き、全量を首都圏へ出荷 すること。 (2) 受益者は原則として認定農業者又は 認定新規就農者であること。	1 / 2 以内
(2) 高品 質、安 定生産 技術の 確立対 策	①高品質、安定生産機械、設備 の導入 ・炭酸ガス発生装置、自動換気 装置、環境モニタリング装 置、環境制御装置等 ②種苗生産環境の充実 ・育苗ハウス、付帯設備 ・病害等に対応した実取り苗	市町村 農業協同組 合 生産組織等 認定農業者 認定新規就 農者 (②の病害等 に対応した 実取り苗) 市町村 農業協同組 合 農協連合会	(1) 事業で導入した施設や設備等を用い て栽培するいちごは晴苺とし、収穫 した晴苺のうち、全国農業協同組合 連合会岡山県本部が定めるいちご規 格表及び平詰め規格表において、荷 姿が化粧箱あるいは平詰めの規格を 満たすものについては、やむを得な い場合を除き、全量を首都圏へ出荷 すること。 (2) 受益者は原則として認定農業者又 は認定新規就農者であること。(② の病害等に対応した実取り苗は除 く)	1 / 2 以内
(3) ブラン ド力の 向上対 策	①PR資材の作成等	市町村 農業協同組 合 農協連合会		1 / 2 以内
4 推し！ のおか やま園 芸産地 育成事 業	園芸農業のさらなる発展を 図るため、水田フル活用による 新たな園芸産地の育成や既存 産地の規模拡大等を推進する とともに、流通環境の整備や種 苗供給安定対策等の取組を総 合的に支援する。		(1) 組織的な支援体制ができており、園芸産 地の発展に積極的に取り組む産地である こと。	
(1) 水田 フル 活用 によ る新	水田の畑地化に必要な 簡易なほ場整備、機械の 導入 ①簡易なほ場整備	市町村 農業公社 農業協同組合 農協連合会 生産組織等	(1) 水田利用計画が策定されているこ と、又は策定されることが確実であ ること。 (2) 新たに水田を活用し、1 ha以上（施	①は定 額((7) は75千 円 /10a、

たな 園芸 産地 育成 対策	(ア) 暗渠排水 (イ) 客土 ②排水対策用機械の導入 ・サブソイラ、プラソイラ、溝掘機等の導入		設栽培においては50a以上)の園芸品目の生産を目指すこととする。	(イ)は65千円/10a))又は1/3以内のいずれかの低い額 ②は1/3以内 ※別途協議により取り組む場合は1/6以内
(2) 県振興品目の既存産地の規模拡大及び品質向上対策	振興品目の規模拡大や高品質化を図るための施設・設備の導入、高収量・高品質化、作業の省力化のための機械等の導入 ①規模拡大等対策 ・ハウス等栽培施設、播種機、移植機、収穫機等の導入 ②高収量・高品質化対策 ・炭酸ガス発生装置、加温機、電照施設、環境制御装置、優良種苗の導入、なし花粉確保対策等 ③作業の省力化対策 ・ドローン等のスマート機器の導入	市町村 農業公社 農業協同組合 農協連合会 生産組織等 加工・業務用野菜の取組については、担い手を加える。	(振興品目の取組) (1)振興品目の高収益化及び産地拡大計画が策定されていること、又は策定されることが確実であること。 (加工・業務用野菜の取組) (2)加工・業務用野菜の供給力強化計画が策定されていること、又は策定されることが確実であること。 (3)事業終了の翌々年度には、新たに加工業務用野菜で1ha以上の経営規模拡大を目指すこととする。	1/3以内 ※別途協議により取り組む場合は1/6以内
(3) 流通の合理化対策	農協及び生産者組織等の再編・合併にともなう広域連携出荷体制や生産流通基盤の高度化への取組等を支援 ①広域連携プランの策定 ・マーケットの調査分析、連携マッチング会議、広域連携プランの作成等	農業協同組合 農協連合会 生産組織等	(共通事項) (1)産地間や民間企業等と連携した広域的な取組又は、全県区域を範囲とする生産組織等の取組であること。 (2)広域連携プランが策定されていること、又は策定されることが確実であること。	①③は1/2以内

	②広域連携出荷体制の整備 ・鉄コンテナ、冷蔵施設、選別機等の輸送体制整備等			②は1／3以内
	③産地間連携によるPR強化 ・出荷箱、PR資材作成等			※別途協議により取り組む場合は1／6以内
(4) 県振興品目の種苗安定供給対策	①県育成品種の種苗供給対策	農協連合会等	(1) 県育成品種の種苗供給体制整備に向けた取組であること。	1／3以内
			(1) おかやまオリジナルりんどうの種苗を生産する取組であること。	1／2以内
	②果樹種苗供給対策 (ア) 果樹苗木生産に必要な機械、設備、施設 (イ) 広域連携出荷体制整備	果樹苗木生産販売組合等	(1) (イ)の取組については、広域連携プランが策定されていること、又は策定されることが確実であること。	1／3以内

(注)【その他事項】

- 1 事業実施計画書及び各種計画等の策定に当たっては、関係の農業普及指導センター及び農業協同組合等と十分協議すること。
- 2 受益者数は、別に定める要件に該当する場合を除き、3経営体以上とする。
- 3 「生産組織等」とは、3経営体以上の農業者で組織する団体又は別に定める要件に該当する農業法人とする。
ただし、法人格を有しない団体にあつては、代表者、規約、会計等の定めがあるものに限る。
- 4 事業内容は、利用計画、受益面積等からみて、適正であると認められる規模、事業費とする。
- 5 機械、設備等は、事業実施主体での共同利用体制が整備されていること。
- 6 園芸ハウス施設を導入する場合、農業用使用済みプラスチックの地域回収体制が整備されていること、又はその計画があること。
- 7 園芸ハウス施設をリース形式で管理運営を行う場合、事業実施主体と施設利用者は、当該施設のリース契約を必ず締結すること。
- 8 受益者は、原則として、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済や収入保険に加入すること。
また、園芸ハウス施設の利用者は、その利用（リース）期間中において、天災等により被災した際に、確実かつ円滑な再取得等が可能となるよう、原則として、園芸施設共済等へ加入すること。
- 9 県、市町村、事業実施主体は、岡山県農業共済組合と連携し、農業共済及び収入保険の加入の促進を図るものとし、受益者の個人情報等について、必要最小限度内において岡山県農業共済組合へ提供することができるものとする。

原則として、事業計画書へは各事業の対象となる品目・品種一覧を明確に記載することとし、「果樹、野菜、花き」等、総称的に用いられる名称は補助対象としない。

別表 2

白桃次代創造事業の対象となる品目・品種一覧

区 分	事業対象となる品目・品種	備 考
も も	岡山県果樹農業振興計画書（令和 3 年 3 月作成）に掲げる以下の品種 はなよめ、日川白鳳、加納岩白桃、白鳳、清水白桃、おかやま夢白桃、白麗、ゴールデンピーチ、白皇®、白露® 及び、「岡山白桃」に定義された品種	

注 1）経営規模の拡大や出荷期間の延長、桃の担い手の確保・育成に向けた取組が図られるものであること。

注 2）計画書には事業で導入する品種名を記載すること。

注 3）研修ほ場の整備及び超省力栽培モデルの育成、気候変動対策については、台木品種についても対象とする。

別表 3

岡山ぶどう産地強靱化事業の対象となる品目・品種一覧

区 分	事業対象となる品目・品種	備 考
ぶどう	岡山県果樹農業振興計画書（令和 3 年 3 月作成）に掲げる以下の品種 ピオーネ、マスカット・オブ・アレキサンドリア、オーロラブラック、シャインマスカット、紫苑、瀬戸ジャイアンツ	

注 1）改植は、生産性や品質向上を図ることを目的に、同一品種に改植する場合に限る。

注 2）加工用途への取組は、生産・加工実績、「六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画」、実需者との供給契約等により、確実な需要が見込まれる品種を対象とする。

注 3）優良苗木の確保対策は、岡山県果樹農業振興計画書（令和 3 年 3 月作成）に掲げるもも、ぶどう品種のほか、県が育成した品種及び優良苗木生産に必要な台木品種についても対象とする。

注 4）研修ほ場の整備については、地域の慣行的な技術習得のために必要な台木品種についても対象とする。

別表 4

冬も春も！「くだもの王国おかやま」晴苺プロジェクト事業の対象となる品目・品種一覧

区 分	事業対象となる品目・品種	備 考
野 菜	いちご（「晴苺」として県が指定する品種（おい C ベリー））	

別表 5

推し！のおかやま園芸産地育成事業（水田フル活用による新たな園芸産地育成対策及び県振興品目の既存産地の規模拡大及び品質向上対策）の対象となる品目・品種一覧

区 分	事業対象となる品目・品種 （各種振興計画に掲げる振興品目・品種名）	備 考
野 菜	岡山県野菜農業振興計画（令和 6 年 3 月作成）に掲げる以下の品目 （重点品目）なす、トマト、アスパラガス、いちご、キャベツ、たまねぎ （基幹品目）きゅうり、はくさい、レタス、ねぎ、だいこん （地域推進品目）上記品目以外で、市町村等が地域の推進品目として位置付けを行うなど、地域が一体となって振興する品目	
花 き	岡山県花き振興計画（令和 3 年 3 月作成）に掲げる以下の品目 （重点品目）スイートピー、りんどう （振興品目）ばら、洋ラン類（鉢もの）、鉢もの類、花壇用苗もの類、きく類（輪ぎく、小ぎく、スプレーぎく）、切り枝花木、ラークスパー、ブプレウラム、ソリダゴ、クレマチス、きんぎょそう、しゃくやく （地域推奨品目） 市町村等が栽培推奨する品目	

果 樹	岡山県果樹農業振興計画書（令和３年３月作成）に掲げる以下の品目 なし、いちじく、かき、みかん	
特 産 その他	茶、みつまた	

注１）記載のない品目・品種については、別途協議するものとする。
注２）優良種苗の導入の対象となる品種については、別表６に記載する。

別表６

推し！のおかやま園芸産地育成事業（県振興品目の既存産地の規模拡大及び品質向上対策）のうち優良種苗の導入の対象となる品目・品種一覧

区 分	事業対象となる品目・品種
花 き	りんどう（おかやまオリジナルりんどう）、きく（精こまき、精ちぐさ等、県農業研究所で電照による開花抑制効果が高いことが確認された品種、又は新たに電照栽培施設の整備と一体的に取り組むもの）、しきみ
果 樹	岡山PER１号

注１）りんどうについては、事業主体ごとにおかやまオリジナルりんどうの新改植を含み、受益者の平均栽培面積が概ね３a以上取り組む場合は、その他品種についても補助対象とする。ただし、事業計画が予算額を上回った場合は、おかやまオリジナルりんどうを優先的に採択するものとし、その他品種の１本当たり補助単価についてはおかやまオリジナルりんどうと同額を上限とする。
注２）しきみについては、現地実証等により新たに産地を育成する場合において、地区内で関係団体との推進体制が整備されている又は整備されることが確実であり、市場出荷を目的として新たに種苗を購入する場合に限り補助対象とする。
注３）上記以外で、県農業研究所で新たに開発された新品種・新系統は、別途協議するものとする。

別表７

推し！のおかやま園芸産地育成事業（流通の合理化対策）の対象となる品目・品種一覧

区 分	事業対象となる品目・品種 （各種振興計画に掲げる振興品目・品種名）	備 考
野 菜	岡山県野菜農業振興計画（令和６年３月作成）に掲げる以下の品目 （重点品目）なす、トマト、アスパラガス、いちご、キャベツ、たまねぎ （基幹品目）きゅうり、はくさい、レタス、ねぎ、だいこん （地域推進品目）上記品目以外で、市町村等が地域の推進品目として位置付けを行うなど、地域が一体となって振興する品目	
花 き	岡山県花き振興計画（令和３年３月作成）に掲げる以下の品目・品種 （重点品目）スイートピー、りんどう （振興品目）ばら、洋ラン類（鉢もの）、鉢もの類、花壇用苗ものの類、きく類（輪ぎく、小ぎく、スプレーぎく）、切り枝花木、ラークスパー、ブプレウラム、ソリダゴ、クレマチス、きんぎょそう、しゃくやく （地域推奨品目）市町村等が栽培推奨する品目	
果 樹	岡山県果樹農業振興計画書（令和３年３月作成）に掲げる以下の品目 もも、ぶどう、なし、いちじく、かき、みかん	
特 産 その他	茶、みつまた	

注１）記載のない品目・品種については、別途協議するものとする。

別表 8

推し！のおかやま園芸産地育成事業（県振興品目の種苗安定供給対策）の対象となる品目・品種一覧

区 分	事業対象となる品目・品種	備 考
花 き	県育成品種・系統（りんどう、ラークスパー等）	
果 樹	岡山県果樹農業振興計画書（令和３年３月作成）に掲げる以下の品目 もも、ぶどう、なし、いちじく、かき、みかん	

(様式第 1 号)

令和 年度

岡山県園芸総合対策事業実施計画（変更）承認申請書

番 号
年 月 日

岡山県 県民局長 殿

市町村長

岡山県園芸総合対策事業実施要領（平成 26 年 3 月 31 日付け、農産第 1295 号）第 3 の
1 の(3)の規定により、事業実施（変更）計画の承認を申請します。

1 総括表

(1) 事業実施主体等		(県民局名：)	
市町村名		地区名	
事業実施主体名		関係農協名	

(2) 対象等

事業種目	事業対象名	受益面積	受益者数	受益者のうち 認定農業者及び認定新規就農者の数
		ha	戸	認定新規就農者 戸 認定農業者 戸

※「事業対象名」欄へは、対象品目・品種名を記入すること。

※変更の場合は、上段に () 書きで変更前を、下段に変更後を記入する。(以下、本様式において同じ。)

2 事業実施の目的・取組の概要

3 事業計画 (実績)

事業種目	事業内容		事業量 (構造・規格・数量・面積等)	総事業費		負担区分			導入予定時期	備考
				(A) + (B) + (C)	うち 補助対象事業費	県費 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)		
白桃産地次代 創造事業	省力化推進による経営規模 拡大対策 (補助率1/3を適用)	スマート農業技術等の導入 苗木の新植 超省力栽培モデルの実証		円	円	円	円	円		
	新規就農者の 確保・育成による産地規模拡大対策 (定額又は補助率1/3の低い方を適用)	研修ほ場の整備								
	気候変動・災害対策	高温・豪雨等対策 優良品種への改植								
岡山ぶどう産地 強化事業	産地の規模拡大	ハウス・果樹棚及び付帯設備 苗木の新植								

	産地の強靱化 (補助率1/3を適用)	生産性の向上 気候変動対策 果樹棚やハウス等の改修								
	(定額又は補助率1/3の低い方を適用)	研修ほ場の整備								
	優良苗木の確保対策	ほ場整備 優良苗木の生産に必要な資材導入								
冬も春も！「くだもの王国おかやま」晴苺プロジェクト事業	供給力強化の加速化対策	ハウス、付帯設備の整備 中古ハウスの活用								
	高品質、安定生産技術の確立対策	高品質、安定生産機械、設備の導入 種苗生産環境の充実								
	ブランド力の向上対策	PR資材の作成等								
推し！のおかやま園芸産地育成事業	水田フル活用による新たな園芸産地育成対策 (定額又は補助率1/3の低い方を適用)	簡易なほ場整備 (7) 暗渠排水 (4) 客土								
	(補助率1/3)	排水対策用機械の導入								
	県振興品目の既存産地の規模拡大及び品質向上対策	規模拡大対策 高収量・高品質化対策 作業の省力化対策								
	流通の合理化対策	広域連携プランの策定等 広域連携出荷体制の整備 産地間連携によるPR強化								
	県振興品目の種苗安定供給対策	県育成品種の種苗供給対策 果樹種苗供給対策								
	合計	うち消費税								
	流通の合理化対策	県育成品種の種苗供給対策 果樹種苗供給対策								
	合 計	うち消費税								

※「備考」欄には、補助率または補助限度額等、負担区分のその他のうち、自己資金の調達計画（実績）を

記入する。
※「補助対象事業費」欄は、総事業費から消費税等の補助対象外経費を除いた金額とする。
※ 申請しない事業種目の枠は削除する

(参考) 国庫事業の活用実績 (事業実施年度及び直近 5 年間※) ※岡山ぶどう産地強靱化事業の場合、直近 2 年間

国事業名 (事業年度)	内容	事業量 (構造・規格・数量・面積等)	総事業費 (円)	負担区分 (円)				備考
				国費	県費	市町村費	その他	

※事業実施年度は見込みを記載する。

4 事業の目標 (実績)

(単位：戸、ha、t (本)、%、円/kg (円/本))									
区分	農家数	栽培面積	主な地区	生産量	秀品率	出荷量	販売単価	出荷額	主な出荷先
現状 (年度)									
実績 (年度)									
目標年度 (年度)									

※対象品種・品目の現状、実績、目標を記入する。
※目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。
※秀品率は産地ごとの規格に応じて記入する。

5 推進事業等の実施計画 (実績)

冬も春も！「くだもの王国おかやま」晴苺プロジェクト事業、推し！のおかやま園芸産地育成事業

(1) 会議、研修会、各種調査等の開催

事業種目	開催時期	開催場所	出席構成員	内 容

(2) 試食宣伝会、振興大会、共進会等の開催

事業種目	名 称	時期・回数	場 所	対象(参集範囲)	参加人数

(3) 推進・PR パンフレット、栽培技術資料等の作成

事業種目	作成時期	部 数	配布時期	配布対象	内 容

(4) 販売・流通対策

事業種目	対象品目・品種名	実施時期	場 所	具体的内容

(5) その他

事業種目	対象品目・品種名	実施時期	場 所	具体的内容

6 事業完了(予定)年月日

7 添付書類

- (1) 各事業を実施する場合に必要な計画書（各事業を実施する場合にのみ策定、既作成の場合は時点修正したもの）

ア 白桃産地次代創造事業

白桃産地次代創造事業共通計画書（様式第3－1号、必須）

省力化推進による経営規模拡大対策のうち苗木の新植、超省力栽培モデルの実証及び気候変動・災害対策を行う場合は、実施予定地の写真（全景、必須）

省力化機械の導入を行う場合は、新植及び増加面積に係る農地が分かる地図

研修ほ場整備計画書（様式第3－2号）

イ 岡山ぶどう産地強靱化事業

ぶどう産地の規模拡大・産地の強靱化計画書（様式第4－1号）

研修ほ場整備計画書（様式第4－2号）

優良苗木の確保対策計画書（様式第4－3号）

受益農家の特認証明書（様式第4－4号）

果樹棚及びハウス導入の場合、実施予定地の写真（全景）

ウ 冬も春も！「くだもの王国おかやま」晴苺プロジェクト事業

いちごブランド育成計画書（様式第5－1号）

受益農家の特認証明書（様式第5－2号）

ハウス導入又は中古ハウスの活用の場合、実施予定地及び移設、補修、補強、改修前の現況写真（全景、必須）

エ 推し！のおかやま園芸産地育成事業

水田利用計画（様式第6－1号）

振興品目の高収益及び産地拡大計画（様式第6－2号）

加工・業務用野菜供給力強化計画（様式第6－3号）

加工・業務用野菜供給力強化対策：受益農家の特認証明書（様式第6－4号）

広域連携プラン（様式第6－5号）

しきみ種苗の導入計画書（様式第6－6号）

県有成品種の種苗供給対策計画書（様式第6－7号）

おかやまオリジナルりんどう種苗供給対策計画書（様式第6－8号）

果樹種苗供給対策計画書（様式第6－9号）

果樹種苗供給対策：受益農家の特認申請書（様式第6－10号）

ハウス導入の場合、実施予定地の写真（全景、必須）

- (2) 位置図（施工、設置場所を記入のこと）

- (3) 事業実施主体の規約、構成員名簿、施設管理規程等

- (4) 見積書、実施設計書、カタログ等

- (5) 機械・施設の利用計画、規模決定資料、既存機械・施設の導入設置状況

- (6) リース契約書(案)

- (7) 収支予算書（様式第7号）

- (8) 受益者に係る農業経営基盤強化促進法による農業経営改善計画認定書（認定農業者者）又は青年等就農計画認定書（認定新規就農者）の写し（採択基準に定められた場合は必須）。なお、苗木等の導入の際に認定新規就農者・認定農業者が3人を超える場合は、代表的な3名の資料を添付すること。

- (9) 各事業を実施した場合にのみ提出する実績書

ア 白桃産地次代創造事業

白桃産地次代創造事業共通実績書（様式第3－1号、必須）

省力化推進による経営規模拡大対策のうち苗木の新植、超省力栽培モデルの実証及び気候変動・災害対策の場合、施行状況及び完了後の写真（計画と同アングル、必須）

研修ほ場整備実績書（様式第3－2号）

イ 岡山ぶどう産地強靱化事業

ぶどう産地の規模拡大・産地の強靱化実績書（様式第4－1号）

研修ほ場整備実績書（様式第4－2号）

優良苗木の確保対策実績書（様式第4－3号）

受益農家の特認証明書（様式第4－4号）

果樹棚及びハウス導入の場合、施行状況及び完了後の写真（計画と同アングル）

ウ 冬も春も！「くだもの王国おかやま」晴苺プロジェクト事業

いちごブランド育成実績書（様式第 5－1 号）

種苗生産環境の充実のうち病害等に対応した実取り苗の場合、受益者の晴苺栽培面積が確認できる資料及び、受益者に苗を供給・販売したことが確認できる販売伝票等の写し
ハウス導入又は中古ハウスの活用の場合、施行状況及び完了後の写真（計画と同アングル、必須）

エ 推し！のおかやま園芸産地育成事業

水田利用実績書（様式第 6－1 号）

振興品目の高収益及び産地拡大実績書（様式第 6－2 号）

加工・業務用野菜供給力強化実績書（様式第 6－3 号）

県育成品種の種苗供給対策実績書（様式第 6－7 号）

おかやまオリジナルりんどう種苗供給対策実績書（様式第 6－8 号）

実証成績報告書（任意様式）

果樹種苗供給対策実績書（様式 6－9 号）

ハウス導入の場合、施行状況及び完了後の写真（計画と同アングル、必須）

(10) 完成写真、納品書又は出来高設計書、リース契約書、収支精算書（様式第 7 号）、財産管理台帳（実績報告時に必要なものを添付）、市町村による検査書類の復命の写し、請求書又は領収書の写し等取引金額の確認できる書類

(11) 別表 6 の注 1 に係るりんどう苗の導入については、受益者ごとの導入前後の栽培面積が分かる資料

(12) 事業計画変更の理由書（事業計画変更時に添付）

(13) その他必要な書類

白桃産地次代創造事業共通計画（実績）書

事業実施年度	
事業実施主体名	
地区名	

1 品種構成（面積）

(単位: ha)

区 分	品種構成（面積） （下記の品種については各産地の品種を記入）						産地面積
	（早生） ←-----→ （晩生）						
	品種名	品種名	品種名	品種名	品種名	品種名	
現状（実績） （ 年度）							
3年後目標 （ 年度）							
5年後目標 （ 年度）							

※産地規模拡大・長期安定出荷可能な品種構成を目標とすること

※産地パワーアップ計画、果樹産地構造改革計画等と整合性がとられていること

※目標年度は、事業実施年度の翌々年とする。

2 スマート農業技術等の導入計画（実績）

導入機械等	受益者名	栽培面積(a)					
		(年度) 3 年前	(年度) 前々年度	(年度) 前年度	(年度) 実施年度	(年度) 翌年度	(年度) 翌々年度
機器 1 名称 型式							
機器 2 名称 型式							
機器 3 名称 型式							

3 担い手確保に向けた取組計画（実績）

（1）新規就農者等の受入体制の整備（推進会議の開催、園地マップの作成等）

生産組織名	時 期	場 所	出席者数	内 容

（2）就農相談会等への参加

生産組織名	時 期	場 所	出席者数	内 容

（3）認定農業者の確保に向けた取組

生産組織名	時 期	場 所	出席者数	内 容

4 添付資料（様式自由）

- （1）取組の内容が分かる資料（実績）
- （2）超省力栽培モデルの実証に取り組む場合は、栽植密度等栽培方法や、労働時間の削減又は時間当たり収量の向上効果の見込みが分かる資料
- （3）受益生産組織等を含む産地における産地パワーアップ計画及び果樹産地構造改革計画が作成されている場合はその写し（当該事業実施年度内に策定する場合は実績報告に添付）

白桃産地次代創造事業
研修ほ場整備計画（実績）書

事業実施年度	
事業実施主体名	
地区名	

1 研修ほ場整備

番号	実施場所	面積(㎡)	実施期間	研修対象者
1				
2				
3				

※実施場所には研修ほ場の地番を記入する。

2 整備ほ場で実施する研修

番号	品目	研修内容												備考
		4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
1														
2														
3														

※実施場所ごとに区分して（1の表と番号を連動させて）、記載すること。

3 事業費内訳（事業対象となる作業のみ記載する）

(ア) 抜根、草刈り、土づくり等

時期	場所	内容	事業費

(イ) 暗渠の整備

時期	場所	内容	事業費

(ウ) 苗木等の植え付け

時期	場所	内容	事業費

(エ) 施設等の整備

時期	場所	内容	事業費

(オ) その他の取組

時期	場所	内容	事業費

4 添付書類

- (1) 整備する研修ほ場の場所を示した地図
- (2) 研修ほ場の整備に要した経費の内訳が分かる資料（実績のみ）
- (3) 事業実施前後の状況、研修の状況及び事業の必要性が分かる写真（実績のみ）
- (4) 実施主体が整備する農地を利用できる権利を有していることが確認できる書類（特定農作業受委託契約書の写し、事業を活用し整備した研修ほ場の取扱いが確認できる覚書、研修ほ場利用契約書等の写し等）
- (5) 事業を実施する農地が含まれる地域計画（目標地図は事業を実施する農地を含むもののみ添付）

(様式第4－1号)

ぶどう産地の規模拡大・産地の強靱化計画（実績）書
（岡山ぶどう産地強靱化事業）

事業実施年度	
事業実施主体名	
地区名	

1 産地の状況

項 目	面 積 (ha)	戸 数 (戸)	認定農業 者数(戸)	認定新規就 農者数(戸)	実務研修生 (人)
現 状 (年度)					
実 績 (年度)					
目 標 (年度)					

※目標年度は、事業実施年度の翌々年とする（令和5年度に事業実施の場合、現状は令和4年度、実績は令和5年度、目標は令和7年度）。

2 産地の現状と目指すべき姿

（1）現状と課題

（2）目指すべき姿

3 生産の現状と目標

品 種	作 型	面積 (ha)		
		現状(年度)	実績(年度)	目標(年度)
	加 温			
	無加温			
	簡易被覆			
	計			
	加 温			
	無加温			
	簡易被覆			
	計			
	加 温			
	無加温			
	簡易被覆			
	計			

※事業対象品種及び産地の主要品種について記載すること。

4 出荷・販売の現状と目標

品 種	項 目	現状(年度)	実績(年度)	目標(年度)
	出荷量(t)			
	単価(円/kg)			
	販売額(千円)			
	出荷量(t)			
	単価(円/kg)			
	販売額(千円)			
	出荷量(t)			
	単価(円/kg)			
	販売額(千円)			

※事業対象品種及び産地の主要品種について記載すること。

5 担い手確保に向けた取組計画（実績）

（１）新規就農者等の受入体制の整備（推進会議の開催、園地マップの作成等）

生産組織名	時 期	場 所	出席者数	内 容

（２）就農相談会等への参加

生産組織名	時 期	場 所	出席者数	内 容

（３）認定農業者の確保に向けた取組

生産組織名	時 期	場 所	出席者数	内 容

6 添付資料

- ・取組の内容がわかる資料（実績）
- ・受益生産組織等を含む産地における産地パワーアップ計画及び果樹産地構造改革計画の写し（当該事業実施年度内に作成する場合は実績報告に添付）
- ・加工用ぶどうに取り組む場合は、確実な販路が確認できる資料（実需者との供給契約、生産・加工実績等）、栽植密度等栽培方法の根拠となる資料

(様式第4-2号)

岡山ぶどう産地強靱化事業（産地の強靱化）
研修ほ場整備計画（実績）書

事業実施年度	
事業実施主体名	
地区名	

1 研修ほ場整備

番号	実施場所	面積(㎡)	実施期間	研修対象者
1				
2				
3				

※実施場所には研修ほ場の地番を記入する。

2 整備ほ場で実施する研修

番号	品目	研修内容												備考
		4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
1														
2														
3														

※実施場所ごとに区分して（1の表と番号を連動させて）、記載すること。

3 事業費内訳（事業対象となる作業のみ記載する）

（ア）抜根、草刈り、土づくり等

時期	場所	内容	事業費

（イ）暗渠の整備

時期	場所	内容	事業費

（ウ）苗木等の植え付け

時期	場所	内容	事業費

（エ）施設等の整備

時期	場所	内容	事業費

（オ）その他の取組

時期	場所	内容	事業費

4 添付書類

- （1）整備する研修ほ場の場所を示した地図
- （2）研修ほ場の整備に要した経費の内訳が分かる資料（実績のみ）
- （3）事業実施前後の状況、研修の状況及び事業の必要性が分かる写真（実績のみ）
- （4）実施主体が整備する農地を利用できる権利を有していることが確認できる書類（特定農作業受委託契約書の写し、事業を活用し整備した研修ほ場の取扱いが確認できる覚書、研修ほ場利用契約書等の写し等）
- （5）事業を実施する農地が含まれる地域計画（目標地図は事業を実施する農地を含むもののみ添付）

(様式第4－3号)

優良苗木の確保対策 計画（実績）書
（岡山ぶどう産地強靱化事業）

事業実施年度	
事業実施主体名	

1 産地の状況

品 目	項 目	現状(年度)	実績(年度)	目標(年度)
もも	面積(ha)			
	戸数(戸)			
	販売額(千円)			
ぶどう	面積(ha)			
	戸数(戸)			
	販売額(千円)			

2 苗木生産の現状と目標

(1) 現状と課題

(2) 目標・めざすべき姿

(3) 具体的な取組内容

(4) 母樹園等の整備計画

品 目	品 種	項 目	現状	計画(実績)
も も		ほ場面積(a)		
		母樹本数(本)		
		ほ場面積(a)		
		母樹本数(本)		
		ほ場面積(a)		
		母樹本数(本)		
ぶどう		ほ場面積(a)		
		母樹本数(本)		
		ほ場面積(a)		
		母樹本数(本)		
		ほ場面積(a)		
		母樹本数(本)		

(5) 苗木の生産の現状と目標

品 目	品 種	生産本数 (本)		
		現状(年度)	実績(年度)	目標(年度)
も も				
ぶどう				

3 優良苗木の安定生産に向けた体制図

4 添付資料

- ・苗木の生産状況がわかる写真（実績のみ）
- ・母樹園の位置図及び写真
- ・その他、事業内容の確認に必要な書類

※目標年度は、事業実施年度の翌々年とする（令和5年度に事業実施の場合、現状は令和4年度、実績は令和5年度、目標は令和7年度）。

(様式第4－4号)

受益者の特認証明書
(岡山ぶどう産地強靱化事業)

番 号
年 月 日

岡山県 県民局長 殿

市町村長

令和 年度に（事業実施主体名）が表記事業を実施するにあたり、受益者は次に該当する者であり、受益者が早急に当該事業に取り組むことにより、地域果樹農業の課題解決に向けた模範となり、地域果樹農業のより一層の発展が期待できる。

記

1 受益者が該当する地域の担い手としての種類

☐ 認定農業者

☐ 認定新規就農者

☐ 地域計画の目標地図に位置づけられている経営体

☐ その他（具体的に ）

※該当する箇所に☑を記入

2 添付資料

（上記1の内容がわかるものの写しを添付）

(様式第5－1号)

冬も春も！「くだもの王国おかやま」晴苺プロジェクト事業
いちごブランド育成計画（実績）書

事業実施年度	
事業実施主体名	
地区名	

1 推進体制（組織、役割分担、出荷方法等について記入する）

2 晴苺の生産・出荷の現状と目標

生産者名・生産組織名	現状（実績） （年度）		目標 （年度）	
	栽培面積 (a)	首都圏への出荷量 (kg)	栽培面積 (a)	首都圏への出荷量 (kg)

※目標年度は事業実施年度から3年後とする。（令和6年度に事業実施の場合は、現状は令和5年度、実績は令和6年度、目標は令和9年度）。

※事業に取り組む生産者（受益者）ごとに上表を作成。なお、高品質、安定生産技術の確立対策のうち病害等に対応した実取り苗については、生産組織ごとに作成。

※栽培面積は、晴苺の栽培面積を記入。

※首都圏への出荷量は、J Aを通じて東京市場へ出荷した晴苺の数量（kg）を記入（個人販売は記入しないこと）。

3 供給力強化の加速化にむけた取組（具体的な実施内容）

（1）栽培技術の向上の取組

※晴苺の高品質・単収向上に向けた、産地での取組を具体的に記入。

※産地で晴苺を新たに栽培する者へのフォロー体制を記入。

（2）流通体制の取組

※事業実施者の圃場から全農岡山県本部（岡山市南区藤田）までの運送方法を記入。

※事業実施者の圃場から首都圏市場までの到着日数を短縮するための取組を具体的に記入。

（3）栽培面積拡大の取組

※産地で他品種を栽培している者に対して、晴苺への品種転換の誘導策を記入。

（4）その他の取組

4 認定農業者の確保のための取組

生産組織名	認定農業者数（経営体）		認定農業者を確保するための取組		備考
	現 状 （ 年 度）	確保目標 （ 年度）	時期・場所	内容	

※目標年度は事業実施年度から3年後とする。（令和6年度に事業実施の場合は、現状は令和5年度、実績は令和6年度、目標は令和9年度）。

5 冬を彩る「くだもの王国おかやま」いちごプロジェクト事業及び「くだもの王国おかやま」晴苺プロジェクト事業の達成状況について（計画時のみ必須）

生産者 名・生産 組織名	事業内容	経営面積 (a)	晴苺面積 (a)	首都圏出荷 数量 (kg)	その他

※冬を彩る「くだもの王国おかやま」いちごプロジェクト事業（平成30年度～令和2年度）、「くだもの王国おかやま」晴苺プロジェクト事業（令和3年度～令和5年度）及び冬も春も！「くだもの王国おかやま」晴苺プロジェクト事業（令和6年度～）を実施した全ての生産者（受益者）ごとに首都圏出荷の状況を記入。なお、病害等に対応した実取り苗については、生産組織ごとに作成。

※経営面積とは、事業で導入した施設・付帯設備において、事業実施年度の前年度に栽培している全品種の面積を記入。

※晴苺面積とは、事業で導入した施設・付帯設備において、事業実施年度の前年度に栽培している晴苺の面積を記入。

※首都圏出荷数量とは、事業実施年度の前年度にJAを通じて首都圏へ出荷した数量を記入。

※その他には、首都圏出荷数量が事業要件を満たさない生産者及び見込めない生産者については、関係者で協議し、原因と今後の対応策を具体的に記入。

(様式第 5 - 2 号)

受益者の特認証明書
(冬も春も！「くだもの王国おかやま」晴苺プロジェクト事業)

番 号
年 月 日

岡山県 県民局長 殿

市町村長

令和 年度に（事業実施主体名）が表記事業を実施するにあたり、受益者は次に該当する者であり、受益者が早急に当該事業に取り組むことにより、より一層の晴苺の供給力強化の加速化と高品質・安定生産技術の確立が期待できる。

記

1 受益者が該当する地域の担い手としての種類

☐認定農業者

☐認定新規就農者

☐市町村及び農業協同組合等の関係者で指導体制が構築できている経営体

※該当する箇所に☑を記入

2 添付資料

(上記 1 の内容がわかるものの写しを添付)

(様式第6-1号)

推し！のおかやま園芸産地育成事業
水田利用計画（実績）書

事業実施年度	
事業実施主体名	
地区名	

1 事業実施主体の概要

名 称		設置日	
産地の範囲		農家戸数	

2 産地の現状と目指すべき姿

【現状・課題】
【育成する園芸品目産地の将来像】

3 生産・出荷の現状と目標

(1) 現状 (年度)

品目	面積 (うち水田) (a)	出荷量 (t)	販売額 (千円)	販売先
計				

(2) 目標 (年度)

品目	面積 (うち水田) (a)	出荷量 (t)	販売額 (千円)	販売先

(3) 実績 (年度)

※目標年度は事業実施年度の翌々年とする。

ほ場の住所	面積（a）	利用開始年度	栽培品目	備考
計				

(1) 事業実施初年度 (年度)

○：は種 △：定植 ■：収穫

(2) 目標年度 (年度)

○：は種 △：定植 ■：収穫

[illegible]

6 機械・施設等整備計画（本計画に関連するものは、既存の機械・施設等も含めて記載すること）

機械・施設等の種類	規格等	整備年度	備考（活用事業等）

7 認定農業者の確保のための取組計画

生産組織名	認定農業者数（経営体）		認定農業者を確保するための取組		備考
	現 状	確保目標 （ 年度）	時期・場所	内容	

8 添付資料

- （１）生産（予定）ほ場が特定できる地図
- （２）その他必要な書類

(様式第 6－2 号)

推し！のおかやま園芸産地育成事業
振興品目の高収益化及び産地拡大計画（実績）書

事業実施年度	
事業実施主体名	
地区名	

1 事業実施主体の概要

名 称		設置日	
産地の範囲		農家戸数	

2 産地の現状と目指すべき姿

【現状・課題】
【目指すべき姿】

3 栽培の現状と目標及び実績

(1) 現状（ 年度）

品種	用途	栽培面積 (a)	生産量 (t)	出荷先	備考

(2) 目標（ 年度）

品種	用途	栽培面積 (a)	生産量 (t)	出荷先	備考

(3) 実績（ 年度）

品種	用途	栽培面積 (a)	生産量 (t)	出荷先	備考

※目標年度は事業実施年度の翌々年とする。

4 認定農業者の確保のための取組

生産組 織名	認定農業者数（経営体）		認定農業者を確保するための取組		備考
	現 状	確保目標 （ 年度）	時期・場所	内容	

(様式第6-3号)

推し！のおかやま園芸産地育成事業
加工・業務用野菜供給力強化計画（実績）書

事業実施年度	
事業実施主体名	
地区名	

※目標年度は事業実施年度の翌々年とする。

1 事業実施主体の概要

名 称		設置日	
産地の範囲		農家戸数	

2 産地（担い手農家）の現状と目指すべき姿

【現状・課題】
【目指すべき姿】

3 生産・出荷の現状、目標及び実績

(1) 現状 (年度)

品目	面積 (うち水田) (a)	出荷量 (t)	販売額 (千円)	契約先
計				

(2) 目標 (年度)

品目	面積 (うち水田) (a)	出荷量 (t)	販売額 (千円)	契約先

計				
---	--	--	--	--

(3) 実績 (年度)

品目	面積 (うち水田) (a)	出荷量 (t)	販売額 (千円)	契約先
計				

※目標年度は事業実施年度の翌々年とする。

4 作付計画

(1) 事業実施初年度 (年度) ○ : は種 △ : 定植 ■ : 収穫

品目	面積 (a)	作付計画 (月)											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

(2) 目標年度 (年度) ○ : は種 △ : 定植 ■ : 収穫

品目	面積 (a)	作付計画 (月)											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

5 機械・施設等整備計画 (本計画に関連するものは、既存の機械・施設等も含めて記載すること)

機械・施設等の種類	規格等	整備年度	備考 (活用事業等)

6 認定農業者の確保のための取組計画

生産組織名	認定農業者数（経営体）		認定農業者を確保するための取組		備考
	現 状	確保目標 （ 年度）	時期・場所	内容	

7 添付資料

- （１）生産（予定）ほ場が特定できる地図
- （２）その他必要な書類

(様式第 6－4 号)

受益者の特認証明書
(推し！のおかやま園芸産地育成事業（加工・業務用野菜））

番 号
年 月 日

岡山県 県民局長 殿

市町村長

令和 年度に（事業実施主体名）が表記事業を実施するにあたり、受益者は次に該当する者であり、受益者が早急に当該事業に取り組むことにより、より一層の加工・業務用野菜の供給力強化が期待できる。

記

1 受益者が該当する地域の担い手としての種類

☐ 認定農業者

☐ 認定新規就農者

☐ 実質化された人・農地プランに位置付けられている中心経営体

☐ 地域計画の目標地図に位置づけられている経営体

☐ その他（具体的に)

※該当する箇所に ☒ を記入

2 添付資料

（上記 1 の内容がわかるものの写しを添付）

(様式第 6 - 5 号)

推し！のおかやま園芸産地育成事業
広域連携プラン
(広域連携出荷対策)

策定年月日	年 月 日 一部改正 年 月 日
目標年度	年度

* 目標年度は事業実施年度の翌々年とする。

1 事業実施主体の概要

名 称			設置日	年 月 日
産地の範囲			農家戸数	
事業対象品目		事務局(所在地・名称)		

2 連携を図る機関の概要

(1) 連携先 (他の産地、品目等)

名 称				設置日	年 月 日
産地の範囲				農家戸数	
事業対象品目		事務局(所在地・名称)			

(2) 連携先（他の業種（運送業等））

名 称		担当窓口 部署	
本社等住所		連絡先	
事業内容	例) 運送業		

(3) 広域連携体制

(組織、役割分担、事務局、出荷連携方法等について、簡単な模式図等で記入すること)

[illegible]

3 地域の現状と目指すべき姿

【地域の現状・課題】

【目指すべき姿】

4 事業実施により見込まれる効果

☐生産コスト又は集出荷コストの削減

☐販売額又は所得額の増加

☐その他()

※該当する箇所に☑を記入

5 その他（上記記載内容以外に具体的な計画があれば記入すること。）

(様式第 6－6 号)

推し！のおかやま園芸産地育成事業 しきみ種苗の導入計画書
(別表 6 のうち、しきみ関係のみ必須)

1 推進体制（組織、役割分担、出荷方法等について記入する）

2 栽培の現状と目標

区 分	出荷量（千束）			
	市場	直売	その他	合計
現状（ 年度）				
目標（ 年度）				

※現況年度は直近年度実績、目標年度は、事業実施年度の翌々年とする。

3 認定農業者の確保のための取組

生産組織名	認定農業者数（経営体）		認定農業者を確保するための取組		備考
	現 状	確保目標 （ 年度）	時期・場所	内容	

※目標年度は、事業実施年度の翌年度の翌々年とする。

4 添付資料

事業内容（研修の開催計画、ほ場見取り図等）がわかるもの

(様式第 6－7 号)

推し！のおかやま園芸産地育成事業
県育成品種の種苗供給対策計画（実績）書

1 事業実施主体

名称	
事務局（名称・所在地）	

2 事業の目的

3 種苗生産状況

区分	取扱品目	品種名・系統名	採種・育苗数量計画
現状 (年度)			
計画 (年度)			

※現況年度は、本計画策定年度の直近年度実績、目標年度は、事業実施年度の翌々年とする。

4 添付資料

(1) その他必要資料

(様式第 6－8 号)

推し！のおかやま園芸産地育成事業
おかやまオリジナルりんどう種苗供給対策計画（実績）書

1 事業実施主体

名称	
事務局（名称・所在地）	

2 事業の目的

3 内 容（生産安定対策）

品種名	① 生産 総数	② 注文数 (販売数)	③ 差数 (①-②)	④健全株数	⑤健全株率	⑥ 不良株 ＋欠株

4 添付書類

（１）生産安定対策の内容が分かるもの

（栽培管理記録、栽培管理考察、事業経費内訳表）

（２）その他必要な書類

(様式第 6－9 号)

推し！のおかやま園芸産地育成事業
果樹種苗供給対策計画（実績）書

1 事業実施主体

名称	
事務局（名称・所在地）	

2 生産販売状況

区分	品目	面積 (ha)	検査量 (本)	合格量 (本)	出荷量	
					(本)	うち県内向け
現状 (年度)	もも ぶどう なし いちじく かき みかん その他					
	計					
計画 (年度)	もも ぶどう なし いちじく かき みかん その他					
	計					

3 母樹園設置状況

住所 (管理者名)	面積 (ha)	品目	品種	(本)	苗木生産計 画・実績数 量 (本)

4 添付書類

- (1) 苗木の生産状況がわかる写真 (実績のみ)
- (2) 母樹園の位置図及び写真
- (3) その他事業内容の確認に必要な書類

(様式第 6－9 号)

推し！のおかやま園芸産地育成事業
果樹種苗供給対策計画（実績）書

1 事業実施主体

名称	
事務局（名称・所在地）	

2 生産販売状況

区分	品目	面積 (ha)	検査量 (本)	合格量 (本)	出荷量	
					(本)	うち県内向け
現状 (年度)	もも ぶどう なし いちじく かき みかん その他					
	計					
計画 (年度)	もも ぶどう なし いちじく かき みかん その他					
	計					

3 母樹園設置状況

住所 (管理者名)	面積 (ha)	品目	品種	(本)	苗木生産計 画・実績数 量 (本)

4 添付書類

- (1) 苗木の生産状況がわかる写真 (実績のみ)
- (2) 母樹園の位置図及び写真
- (3) その他事業内容の確認に必要な書類

(様式第 7 号)

収支予算書（収支精算書）

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合計	0	0	0		

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合計					

(様式第 8 号)

令和 年度

岡山県園芸総合対策事業実績報告書の提出について

番 号
年 月 日

岡山県 県民局長 殿

市町村長

岡山県園芸総合対策事業実施要領（平成 26 年 3 月 31 日付け、農産第 1295 号）
第 4 の規定により、別添のとおり提出します。

※実績報告書及びその添付資料を添付すること。

(様式第 9 号)

番 号
年 月 日

市町村長 殿

岡山県 県民局長

令和 年度岡山県園芸総合対策事業の完了について

令和 年 月 日付け、 第 号で提出のあった令和 年度岡山県園芸総合対策事業実績報告書について、同実施要領第 4 の 2 の規定により事業の完了を確認したので通知します。

記

事業実施主体	事業種目	事業費	県 費
		円	円
	合計		

(様式第 10 号)

番 号
年 月 日

岡山県 県民局長 殿

市町村長

令和 年度岡山県園芸総合対策事業の事業費等減額報告書の提出について

令和 年 月 日付け、岡山県指令 第 号で補助金交付決定のあった令和
年度岡山県園芸総合対策事業について、事業費等を減額したので同実施要領第5の規定
により報告します。

記

1 減額変更の内容

事業実 施主体	事業 種目	品目	総事業費 (A) + (B) + (C)		負担区分		
				うち補助対象 事業費	県費 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)
			変更前	円	円	円	円
			変更後				
			差引				

2 減額変更の理由

3 添付資料

- ・見積書又は契約書等の事業費が分かる書類